

# 平成28年度 米子市職員採用試験 (民間企業等経験者対象) 受験案内 (平成29年4月1日採用予定)

平成28年7月25日  
米子市

この試験は、米子市へのIターン・Jターン・Uターンを希望している県外の市町村に住所を有する方で、民間企業等で培った経験を活かし、米子市職員として力を発揮してみたい方を募集するものです。

## 【受付期間】

平成28年7月25日(月) ～ 8月19日(金)

- ・土曜日、日曜日、祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、8月19日までの消印のあるものに限り受け付けます。

## 【第1次試験】

試験日 平成28年9月18日(日)

・受付時間 8:00～8:20

## 【第2次試験】

試験日 10月上旬(予定) ・詳しくは第1次試験合格者に通知します。

## 【第3次試験】

試験日 10月下旬(予定) ・詳しくは第2次試験合格者に通知します。

## 【第4次試験】

試験日 11月下旬(予定) ・詳しくは第3次試験合格者に通知します。

米子市総務部職員課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 0859-23-5341



## 1 募集職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	3人程度	市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
土木	1人程度	市の機関に勤務し、土木の専門的業務に従事します。

(注) 採用予定人員は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

## 2 受験資格

### (1) 年齢要件

昭和57年4月2日～昭和62年4月1日に生まれた人

### (2) 住所要件

平成28年6月2日現在、県外の市町村の住民基本台帳に記録されている人

### (3) 経験要件

#### ア. 一般事務

※ 民間企業等（公的団体を含む）における職務経験を通算して5年以上有している人

- ① 「民間企業等（公的団体を含む）における職務経験」には、平成28年7月31日までの10年の間に、社員等として1つの民間企業等に1年以上継続して就業（1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問いません。
- ② 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができますが、個々の継続した職務経験が1年未満の場合は通算できません。  
ただし、雇用期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用契約が更新され、引き続き同一の民間企業等に継続して就業した場合であって、更新前後の就業期間を通算して1年以上となる場合は、その期間は「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ③ 上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

#### イ. 土木

※ 民間企業等（公的団体を含む）における土木工事の設計又は監督の職務経験を通算して5年以上有している人

- ① 「民間企業等（公的団体を含む）における土木工事の設計又は監督の職務経験」には、平成28年7月31日までの10年の間に、社員等として土木工事の設計又は監督に関する職務に、1つの民間企業等に1年以上継続して就業（1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当します。
- ② 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができますが、個々の継続した職務経験が1年未満の場合は通算できません。  
ただし、雇用期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用契約が更新され、引き続き同一の民間企業等に継続して就業した場合であって、更新前後の就業期間を通算して1年以上となる場合は、その期間は「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ③ 上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

### (4) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。

- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
  - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- ※ 平成29年3月31日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ合格しても採用されません。
- ※ 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

(5) 次に掲げる地方公務員法第 16 条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験日程及び会場

区分	試験日	試験会場
第 1 次試験	9 月 1 8 日（日） ・受付時間 8:30 ~ 8:50	応募者に別途お知らせします。
第 2 次試験	1 0 月上旬（予定） ・詳しくは第 1 次試験合格者に通知します。	第 1 次試験合格者に別途お知らせします。
第 3 次試験	1 0 月下旬（予定） ・詳しくは第 2 次試験合格者に通知します。	第 2 次試験合格者に別途お知らせします。
第 4 次試験	1 1 月下旬（予定） ・詳しくは第 3 次試験合格者に通知します。	第 3 次試験合格者に別途お知らせします。

(注) 試験会場及びその周辺に受験者用の駐車場はありません。

### 4 試験方法及び内容

区分	試験科目	試験の内容	解答時間
第 1 次試験	エントリーシート	事前提出ではなく、第 1 次試験当日に試験会場で記入していただきます。具体的な質問事項は、第 1 次試験当日に提示します。なお、試験時間中に資料等を見ることはできません。	120 分
	適性検査	職場における適応性などについての検査	40 分
	作文試験	公務員として必要な文章による表現能力についての筆記試験	60 分
第 2 次試験	人物試験 1	個別又は集団面接による人物についての口述試験	—
	人物試験 2	集団討論等による人物についての口述試験	—
第 3 次試験	人物試験 3	個別又は集団面接による人物についての口述試験	—
第 4 次試験	人物試験 4	個別又は集団面接による人物についての口述試験	—

(注) 1 第 2 次試験は、第 1 次試験合格者に対して行い、詳細については、第 1 次試験合格者へお知らせします

2 エントリーシートは、第 2 次試験以降において参考資料としても使用します。

3 作文試験及び適性検査は、第 1 次試験日に実施しますが、第 1 次試験合格者のみ採点をします。

4 適性検査の検査結果は、第 2 次試験以降において参考資料としても使用します。

5 第 3 次試験は、第 2 次試験合格者に対して行い、詳細については、第 2 次試験合格者へお知らせします。

6 第 4 次試験は、第 3 次試験合格者に対して行い、詳細については、第 3 次試験合格者へお知らせします。

(1) **第1次試験合格者の決定方法**

第1次試験の得点の高い順に決定します。

なお、第1次試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格とします。

(2) **第2次試験合格者の決定方法**

第1次試験の得点にかかわらず、第1次試験で実施する作文試験と第2次試験で実施する人物試験1・2の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、作文試験と人物試験1・2にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は作文試験と人物試験1・2の合計得点にかかわらず不合格とします。

(3) **第3次試験合格者の決定方法**

第1次試験及び第2次試験の得点にかかわらず、第3次試験で実施する人物試験3の得点の高い順に決定します。なお、人物試験3には一定の基準があり、この基準に満たない場合は人物試験3の得点にかかわらず不合格とします。

(4) **最終合格者の決定方法**

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の得点にかかわらず、第4次試験で実施する人物試験4の得点の高い順に決定します。

なお、人物試験4には一定の基準があり、この基準に満たない場合は人物試験4の得点にかかわらず不合格とします。

※ 試験の結果によっては、合格者が採用予定人員に満たない場合または合格者がいない場合があります。

## 5 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
第1次試験合格者	9月下旬	合格者の受験番号を米子市役所本庁舎1階ホール内に掲示するとともに、米子市の公式ホームページに掲載します。 なお、第1次試験の合格者及び第2次試験、第3次試験の受験者全員には、郵送により通知します。
第2次試験合格者	10月中旬	
第3次試験合格者	11月上旬	
最終合格者	12月上旬	

(注) 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、第4次試験の成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

## 6 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

区分	開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人	試験科目ごとの得点、合計得点及び順位	各合格発表の日から1か月間	総務部職員課 (本庁舎3階)
第2次試験				
第3次試験				
第4次試験				

(注) 電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおこしください。その際、運転免許証、学生証等により受験者本人であることが確認できるものを持参してください。

## 7 採用及び給与

### (1) 採用

平成29年4月1日の予定

### (2) 給与

初任給は、民間企業等における職歴等の経歴に応じて決定します。

平成28年4月1日現在における初任給は次のとおりです。(あくまで仮説条件に基づいて計算した金額であって、個人ごとの事情によって変動します。)

- ・高校卒業後、民間企業に5年間の勤務経験のある28歳の人 : 181,800円
- ・大学卒業後、民間企業に12年間の勤務経験のある34歳の人 : 215,600円

この他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。

## 8 申込み受付期間

平成28年7月25日(月) ~ 8月19日(金)

- ・土曜日、日曜日、祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、8月19日までの消印のあるものに限り受け付けます。

## 9 受験申込手続

提出書類	<p><b>受験申込書 1部</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・別紙「受験申込書・受験票」に必要事項を記入し提出してください。</li><li>・様式は、米子市ホームページからもダウンロードできます。その場合は、A4サイズで印刷してください。</li></ul> <p><b>返送用封筒 1通</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受験票を郵送により返送するため、82円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形3号(12.0cm×23.5cm)〕を併せて提出してください。</li></ul> <p>[注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申込みができる職種は、1つに限ります。</li><li>・受験申込書・受験票の記入にあたっては、次項の受験申込書等記載要領により、ていねいに書いてください。</li></ul>
申込先	<p><b>米子市総務部職員課</b> (本庁舎3階) 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話(0859)23-5341</p> <p>[持参により申し込む場合]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・米子市総務部職員課へ、直接ご持参ください。</li></ul> <p>[郵送で申し込む場合]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・上記の宛先へ郵送してください。</li><li>・封筒の表に赤字で「採用試験 受験申込」と書いてください。</li></ul> <p>※注意</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インターネットによる申込み受付はしていません。</li></ul>
受験票の交付	<p><b>受験票は、提出いただいた返送用封筒により後日郵送します。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・9月5日までに到着しないときは、米子市総務部職員課までお問い合わせください。</li></ul>

## 【受験申込書等記載要領】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効になる場合があります。
- 2 黒又は青のボールペン又は万年筆を用い、※印欄を除くすべての太枠線内に必要事項を漏れなく記入してください。
- 3 受験申込書の日付は、必ず記入してください。
- 4 写真欄には、6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向きの本人と確認できる写真（縦 4.0cm×横 3.5cm）を貼付けてください。
- 5 該当する□の中には✓印を記入し、その他の該当する事項は○で囲んでください。
- 6 試験区分については、受験案内を参照し、正確に記入してください。
- 7 現住所及び連絡先は、番地、アパート名・号室までくわしく記入してください。
- 8 学歴欄について、中学校は卒業年月のみを記入し、高等学校からは学校名等を上から順に記入してください。

## 10 その他

- 1 車イス等で来場される方は、会場等の準備の都合がありますので、受験申込み時にその旨を申し出てください。
- 2 受理した提出書類は、返却しません。
- 3 試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、米子市のホームページ『職員採用情報』でお知らせしますので、事前に確認のうえ、試験会場へお越してください。
- 4 詳しいことは、米子市総務部職員課にお尋ねください。

## 【参考1】 日本国籍を有しない職員の任用について

日本国籍を有しない職員は、次の業務及び職には就くことができません。

[代表例]

- (1) 公権力の行使に該当する業務
  - ア 許可、認可、免許等処分に関する業務（事業認可、建築確認等）
  - イ 検査に関する業務（立入検査等）
  - ウ 市税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する業務
  - エ そのほか、市民の権利・義務を制限することとなる業務
- (2) 公の意思形成への参画に携わる職  
本市行政について、企画、立案及び決定に参画する職（課長級以上の職）

## 【参考2】 過去の米子市職員採用試験の実施結果

○平成27年度（平成28年4月民間企業等経験者対象採用）

試験区分	申込者数	第1次合格者数	採用者数	競争率
一般事務	21人	18人	5人	3.6倍

採用者数には、最終合格者発表以降の退職者補充等による繰上げ合格者数を含みます。